

松本市、塩尻市及び安曇野市における 営業時間の短縮等の要請の期間を延長します

引き続き人流を抑制して感染拡大を抑え込むため、松本市、塩尻市及び安曇野市における営業時間の短縮等の要請の期間を延長します。

1 感染の状況等

- 松本圏域における直近1週間(8月28日～9月3日)の新規陽性者数は133人、人口10万人当たりで31.36人と、前週からは減少していますが、松本市、塩尻市及び安曇野市に対する特別警報Ⅱ発出時の直近1週間(8月4日～10日)と比較して1.3倍と依然として高止まりしています。
- 感染経路不明者や帰省・仕事などによる県外往来歴がある陽性者から家族や職場の同僚に感染が拡大する事例が継続しています。
- 全県には「医療非常事態宣言」発出中であり、9月3日から12日までの10日間を「命と暮らしを救う集中対策期間」とし、県民の皆様のご協力をいただきながら、県として全力を挙げて対策を講じていますが、全県の確保病床使用率は44.3%(R3.9.3時点)と医療提供体制への負荷が高い状況が継続しています。
- このため、松本市、塩尻市及び安曇野市において、9月7日までとしていた営業時間の短縮等の要請の期間を9月12日まで延長します。

2 営業時間の短縮等の要請の期間延長

- 松本圏域においては、直近1週間において飲食店での飲食を起因とする感染事例は極めて少数に抑えられています。これまでの飲食店の皆様のご協力に改めて感謝いたします。
- しかしながら、感染の拡大が継続しているため、引き続き人流を抑制する必要があることから、別紙のとおり酒類の提供を行う飲食店等に対する施設の使用制限・停止(休業・営業時間短縮)についての協力要請の期間を延長します。(特措法第24条第9項)
- ※ 期間以外は令和3年8月11日の要請内容と同様です。

(参考) 松本圏域の要請対象店舗数 最大2,140店舗(3市。うち「信州の安心なお店」認証店舗数 619店舗)
全県の要請対象店舗数 最大10,810店舗(40市町村。うち「信州の安心なお店」認証店舗数 3,427店舗)

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。
新型コロナへの感染は、注意していても完全に防ぐことはできません。仕事や家庭の事情等で緊急事態宣言発出地域等から来県される方もいらっしゃいます。様々な理由によりワクチン接種を受けられない方もいます。
差別や誹謗中傷を恐れた受診控えなどは、かえって感染の拡大にもつながりかねません。
「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、県民みんなでこの危機を乗り越えていきましょう。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県 危機管理部
消防課 新型コロナウイルス感染症対策室
(室長) 湯沢 秀保 (担当) 北澤 浩
電話 026-232-0111 (内線 4705)
FAX 026-233-4332

松本市、塩尻市及び安曇野市における営業時間の短縮等の要請について

1 要請期間

9月12日まで（当初の要請期間は9月7日まで）

2 対象地域

松本市、塩尻市、安曇野市

3 要請内容

種 類	区 分		要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る） （特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設）	「信州の安心なお店」 認証店		営業時間短縮 （5時～20時） （特例あり※）
飲食店等（酒類の提供を行うものに限る） （特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設）	「信州の安心なお店」 非認証店	ガイドライン 遵守	営業時間短縮 （5時～20時）
		ガイドライン 非遵守	休 業

※「信州の安心なお店」認証店における特例

- ・ 認証店は、20時以降も営業を継続するか、時短要請に応じるかを選択できます。（営業を継続した場合は協力金の支給対象外です。）
- ・ 営業を継続する場合は、20時以降は、1グループは「同居家族又は4人以内」、利用する時間は「2時間以内」に限定します。
- ・ 営業を継続する認証店の皆様に対しては、要請期間中に巡回し、対策状況を確認します。
- ・ 新たに認証申込があった場合は速やかに確認し、認証手続きを進めます。

なお、「信州の安心なお店認証制度」は認証店における新型コロナウイルス感染のリスクゼロを保証するものではありません。

県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者に協力金を支給します

【全体】

- 売上げ規模に応じて支給（2.5～7.5万円/日）※中小企業の場合

【信州の安心なお店認証店（特例）】

- 既に認証店の特例により、20時以降も営業している場合
新たな手続きは必要ありません。また、再延長期間から時短営業に変更することもできます。
- 再延長期間中に新たに特例営業を希望される場合
 - ・既に認証された事業者は、再延長期間から特例営業に変更することができます。
 - ・新たに認証される事業者は、認証日までは時短要請に応じていただきます。

8月14日～9月7日までの要請期間について、第1期として9月8日から協力金の申請を受け付けます。

営業時間の短縮等の要請の影響を受ける事業者等の皆様におかれては、「雇用調整助成金」や「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」をご活用いただき、引き続き、雇用の維持に努めていただくようお願いします。


営業時間の短縮等の要請対象地域等 (R3.9.4 現在)


1 営業時間の短縮等の要請対象地域

圏域	対象市町村	要請期間
佐久	小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町	8/9～9/8
上田	上田市、東御市、青木村、長和町 (圏域内全域)	8/9～9/8
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村 (圏域内全域)	8/16～9/9
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村 (圏域内全域)	8/26～9/5
南信州	飯田市	8/22～9/8
木曾	—	—
松本	松本市、塩尻市、安曇野市	8/14～9/12
	山形村、朝日村	8/28～9/7
北アルプス	白馬村	8/24～9/10
	大町市、池田町、松川村、小谷村	8/28～9/10
長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村	8/19～9/12

(40 市町村)

2 感染警戒レベルの状況等

 …… 感染警戒レベル5 + 営業時間の短縮等の要請対象地域

 …… 感染警戒レベル5の地域

